

認定調査連絡票の記入について

- この連絡票は、日程調整や調査当日に配慮すべきことを調査員に伝えるためのものです。
- 調査員があらかじめ把握しておくことが適当と考えられる事項をご記入ください。
- なお、認定調査業務は、概ね平日9時～17時までの時間帯で実施しております。

1. 訪問調査の約束時に必要な情報

項目	注意事項
調整者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ どちらかに○をつけてください。 ◇ 被保険者本人以外の方が調整者となる場合、申請書の「本人以外の方と訪問調査の調整が必要な場合のみ記入」欄に記入できているかどうか、ご確認ください。
連絡の つきやすい 曜日・時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 認定調査の日程調整のため、調査員より連絡いたします。 ◇ いつでもよい場合は、「いつでもよい」に○をつけてください。 ◇ ご都合により、連絡のつきやすい曜日や時間帯がある場合は、()に曜日を記入し、午前・午後○をつけてください(両方○も可)。 ※認定調査業務の時間帯(平日9時から17時まで)でご記入ください。
連絡時に 配慮すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 調査員が日程調整の連絡をする際、配慮すべき点があればご記入ください。 (例) 電話に出るのに時間がかかります 留守番電話に伝言を残してもらえれば、折り返し電話します
サービス 利用状況 など	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス利用状況をご記入ください。 その他通院などの定期的な外出や、長期不在予定がある場合もご記入ください。 (例) デイサービス(火曜日・金曜日)、訪問介護(月曜日 9時～10時)

2. 調査当日の留意事項

項目	注意事項
同席者の有無	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 認定調査当日の同席の有無について、どちらかに○をつけてください。 ◇ 「あり」の場合は(1)同席者、(2)同席が必要な理由もご記入ください。
調査時に 配慮すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 調査時に配慮すべき点をご記入ください。 (例) 認知機能の低下があり、何でもできると言いますが、身の回りのことができなくなっています。同席の家族から別室にて聞き取りをお願いします。本人の前で確認すると立腹されます。
申請に至った 経緯	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 申請の理由や日常生活での困り事などをご記入ください。 ◇ 詳しいお困り事などは、調査時にお伺いしますので、簡単にご記入ください。 (例) 昨年より認知症が進行し、身の回りのことができなくなってきたため。近隣居住の家族が訪問し介護していますが、介護負担が大きく困っています。